

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が継続就業し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合を50%に近づける。

<対策> 令和5年4月～  
・年齢構成、男女比率を考慮した採用計画を策定  
・中長期の人事構想を策定

目標2：女性の育児休業1年間以上の取得率を100%、男性の出生時育児休業1週間の取得率を100%にする。

<対策> 令和5年4月～  
・令和4年10月1日改正の育児・看護休業規程の再周知  
・育児休業等に関する相談窓口等サポート体制の充実

### ■女性の活躍に関する情報公表（令和4年6月1日現在）

管理職に占める女性労働者の割合：42.3% 女性11人 男女計26人